



2 環境配慮のための基盤づくり

今日の環境問題は、社会経済活動そのものに起因する環境負荷によってもたらされることが多く、とりわけ経済活動の主役である事業者には、環境の保全に対する大きな責任と役割があります。

このため、規制的手法にとどまらず、環境影響評価の実施、公害防止協定の締結、経済的手法の活用など、事業活動における環境への配慮を促すことにより、環境への負荷の低減を図ります。

ア 規制的手法

公害防止に関する規制や自然環境保全のための開発行為の規制等は、これまで、環境行政の基本的な手法の一つとして、環境保全上の支障防止に一定の成果をあげてきており、今後とも、規制的手法の活用を進めます。

また、科学技術の進展等に伴って、新たに生ずる環境問題に対しては、それらの原因を究明し、規制措置を検討します。

イ 環境影響評価

環境影響評価は、開発事業等を実施する前に、事業者自身がその事業の実施に伴う環境影響を科学的に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域の人々の意見を聴くなどして、環境保全に配慮した事業とするための手法であり、今後とも、その推進に努めます。

- 環境影響評価の実施に必要な情報の体系的整備、解析・予測手法等の充実に努めます。
- 「福井県環境影響評価要綱」の対象事業を必要に応じて見直すとともに、早期段階での環境影響評価や代替案の検討などを含め環境影響評価制度の諸課題について、検討を進めます。

ウ 公害防止協定

公害防止協定は、地域の実情や個別企業の事業内容に対応したきめ細かな規制内容を盛り込むことができ、法令や条例による規制を補完するものとして有効な手段であるため、企業の操業内容や環境への影響等に応じて、事業者と地元市町村や県との協定締結を進めます。